

the Heartful

OAG

Vol. 247

2026
[春号]

お客様に期待以上の「カチ」を。すべてのステークホルダーに幸せを。



コーポレートサイトで
PDFファイルを
ご覧いただけます

税理士法人

令和8年度税制改正で注目される
3つのトピックを解説!

08 令和8年度税制改正で注目される3つのトピックを解説！

令和8年度税制改正大綱が公表。賃貸不動産の評価方法の見直しや「年収の壁」対策、設備投資の促進に向けた税制措置の創設など、経営者が今押さえるべき3つのトピックを徹底解説します。

03 グループ代表 太田隆介の視点-経営を考える
別れを糧に、出会いを力に。
～紡がれる歴史と進化するOAG～

04 OAG Partner's Voice
「堅実が一番」を業界の常識に
株式会社アイケンジャパン さま

06 経営のお悩みにひとさじ コンサルタントが解説
「IT担当がない」を、最強の武器
に変える

12 人事労務お知らせ便
令和8年4月施行 健保扶養認定と
子ども・子育て支援金制度の変更点

14 「作業」から「経営の羅針盤」へ
生成AIの台頭とクラウド会計への
役割と今後の期待

16 なるほど!が見つかる税金の豆知識
令和8年度税制改正で小口不動産
の相続税評価が「時価」へ

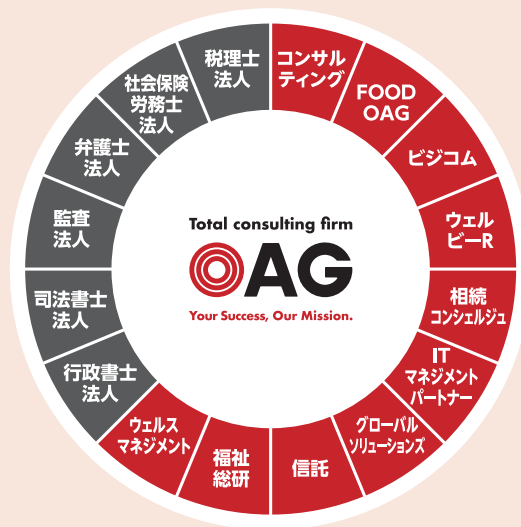
17 ウェルビーR 人生を前向きにする終活コラム
OAGオンラインサロン
「おとな未来LABO」リリース！

18 太田孝昭が語る 元気になる言葉 春夏秋冬
社長の権能(できる事)

19 くとうみAI証券 投資のコラム
「OAG資産形成ファンド」
第2期スタート

20 Information + Topics

OAGコンサルティンググループについて



OAGコンサルティンググループは、総合コンサルティングファームとしての幅広い専門性で、社会の変化に伴う企業の成長をあらゆる面からサポート。これからもお客様とともに歩み続けていきます。



600人規模

OAGグループの全従業員は、OAGのお客様の成長に寄与するプロフェッショナル集団です。



専門資格150+

公認会計士、税理士、弁護士、司法書士、社労士、行政書士をはじめとした専門資格保有数です。



創業35年+

令和5年(2023年)で創業35周年の節目を迎えました。



17法人

各法人のスペシャリストとしての“とがり”とグループ全体の“つなぎ”が強みです。



11拠点

(富士吉田計算センター含む)
11拠点を起点として、サービスをご提供します。

■発行人: グループ代表 太田隆介
■企画: 経営企画部 広報・マーケティング課
■制作・印刷: 株式会社 野毛印刷社



コーポレート
サイト



メルマガ登録



YouTube



OAGグループ
X (旧Twitter)



相続税ならOAG
X (旧Twitter)



別れを糧に、出会いを力に。 ～紡がれる歴史と進化するOAG～

街を彩る桜とともに、新しい季節が巡ってきました。4月は、新入社員を迎える「出会い」の季節であると同時に、定年や異動、新たな挑戦のために役割を終える仲間を送り出す「節目」の季節でもあります。

一般に、別れは寂しさとして捉えられがちですが、経営の視点に立てば少し違います。メンバーが組織を去る時、その人が刻んできた情熱や専門性といった「個の尖り」は、組織という土壌に深く根を下ろし、残された私たちの血肉へと変わります。いわば「文化の継承」が完了する瞬間なのです。

一方で、新しい仲間との「出会い」は、組織に未知の可能性を注入する「成長の着火点」です。彼らが持ち込む新しい視点や発想。これらが、私たちが大切に守り抜いてきた「誠実・自律」という伝統と掛け合わされることで、予期せぬ化学反応を引き起こします。

組織が永続的に強くなるためには、この健全な「新陳代謝」が不可欠です。去る者が遺した土台に、新しい出会いによる革新を吹き込む。この融合こそが、複雑化する社会において、期待以上の価値を提供し続けるための源泉となります。

「人が入れ替わるから弱くなる」のではなく、「意志を継ぐ者が新しい力を取り込むからこそ、昨日よりも強くなれる」。これこそが、私が信じるOAGの強さの本質です。

「チャレンジが明日を変える。」

この変化をエネルギーに変えて突き進むことこそが、歴史への敬意であり、未来への責任です。去っていった仲間が誇れるような、そして新しく加わった仲間がワクワクできる「さらに強いOAG」を創り上げてまいります。

新しい季節、皆さまと共にさらなる高みへ。今月も止まることなく進んでいきましょう。

OAGコンサルティンググループ 代表 太田 隆介



株式会社アイケンジャパン

「堅実が一番」を業界の常識に

株式会社アイケンジャパンさまは、「堅実が一番」を掲げ、アパート等の企画・販売、設計・施工から販売後の管理までを一貫して手掛ける会社です。OAG税理士法人とは、セミナーや税務サポートを通じてオーナーさまの資産形成を共に支える強固な連携を築いています。今回は、創業20周年の想いと専門家とのタッグが生む信頼の価値についてお話を伺いました。

代表取締役会長

中島 厚己 さま



堅実なアパマン経営

【事業領域】 アパート等の企画・販売、設計・施工・監理、不動産管理・売買仲介など
【福岡本社】 福岡市中央区 【東京本社】 港区北青山
【コーポレートサイト】 <https://aikenjapan.jp/>

「堅実が一番」という理念に込めた想い

不動産投資の業界では「投資は自己責任」という言葉が都合よく使われ、売り手が責任を負わない場面が少なくありません。その状況を変えたいと掲げたのが「堅実が一番」という理念です。

私たちは、「失敗するオーナーを生まない」ことを信念とし、2006年の創業から売上や規模よりも堅実なやり方を貫いてきました。創業当初は迷いもありましたが、続けていけば「アイケンの基準」が業界の信頼につながると考え、理想の姿を追求してきました。



▲木造アパート「REGALEST」シリーズ外観

経営を支える3つの力について

物件力

お部屋選びに最もシビアな「社会人女性」のニーズを重視し、セキュリティ、防音、間取り、設備すべてに徹底してこだわっています。さらに、入居者の本音である「角部屋に住みたい」を叶えるため、「全室角部屋設計」を採用しました。

これを実現できている理由は、設計部門に営業部門と同規模の人員を配置している点にあります。どのような土地でも全室角部屋の間取りをスピーディーに設計できる体制を整えているのです。こうした設計体制が、空室リスクを抑え、高い入居率につながっています。



◀宅配BOXも完備

▲居住性に配慮した室内

▲全室角部屋の間取り図

管理力

管理業務は多岐にわたりますが、最も重視しているのは「空室を作らず、部屋を埋め続けること」です。どれほど物件力が高くても、管理が行き届かなければ安定した経営は難しくなります。さらに日々賃貸仲介業者さまを訪問し、物件の特徴や強みを丁寧に説明。単に知ってもらうのではなく、仲介業者さまがお部屋探しに来たお客さまへ、ご自身の言葉でその価値を伝えていただけるよう、何度も足を運び理解を深めていただいています。仲介業者さまが「自信を持って勧められる物件」だと納得いただけているからこそ、当社の物件が優先的に紹介されているのです。こうした積み重ねが安定稼働を支えています。

継続力

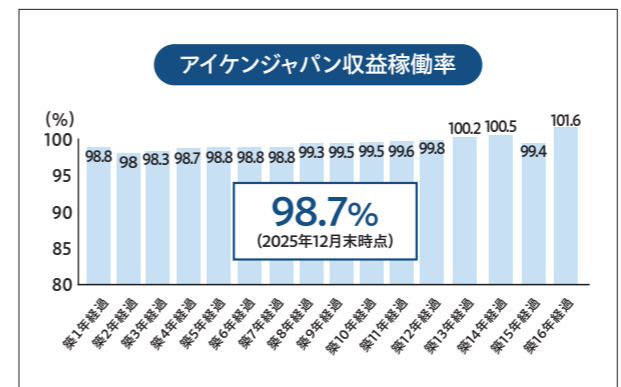
継続力とは、短期的な売上を追わない姿勢です。売上を優先すると、割高な一等地であっても無理に仕入れて販売

することになりがちです。しかし当社では、まず賃貸需要が見込める土地を探し、その土地で成り立つ適正な「家賃設定」を行います。そこから逆算して「採算のあう土地」と判断できたものを厳選して仕入れています。このやり方では急成長は望めませんが、その結果、当社で契約したオーナーさまの中に、失敗された方は一人もいません。

「収益稼働率98.7%」を支える取組み

収益稼働率は、新築満室時の年間家賃収入想定（100%）に対して、実際にどれだけ家賃収入が得られたかを経年で示す独自指標です。半年ごとに集計・公表し、実績を可視化することで、オーナーさまが安定収益を得られていることを証明しています。これを公開できる企業は全国的にも稀だと自負しています。

営業と設計・管理が一体となったモノづくりがあるからこそ、長期にわたる資産価値と収益性を守ることができるのです。



インフレ環境下での不動産投資の魅力

物価が上昇すると現金の価値は年々目減りしますが、不動産は物価と連動しやすく、ローンを活用することで返済の実質負担が軽くなる側面もあります。価値がゼロにならない“現物資産”であり、売却も選択肢に含め資産を守り育てられる点も魅力です。

また、当社専用の提携ローンをご利用いただければ、年収400万円の方から、総事業費の最大95%まで融資を受けられます。さらに、一般的には不動産融資は居住エリアの物件に限られますが、居住地に関わらず全国どここの物件でも購入することができるようになりました。これまで資金面で足踏みをしていた方にとっても、アパート経営がより身近なものとなっています。こうした取組みで、より多くの方の堅実な資産形成を後押ししたいと考えています。

OAG税理士法人との連携について

毎月全国で開催している不動産投資セミナーで、OAG税理士法人の榎野先生（福岡支店長）に講師としてご登壇いただき、税務の解説やその後の個別相談をしていただいています。アパート経営において、税金は避けられないテーマであり、専門家に相談できる体制はお客さまの安心につな



▲OAG税理士法人 榎野 聡 支店長(右)

がっています。

セミナーをきっかけにオーナーになられた方も多く、私たちとしても心強いパートナーです。

【榎野支店長コメント】

不動産オーナーには確定申告が必要ですが、サラリーマンの方は年末調整で完結しているため、不安を感じる方も少なくありません。

セミナーで「税金はそれほど難しいものではありませんよ」とお伝えすることで、その不安を和らげています。オーナーになられた方から確定申告や法人化のご相談などもいただいており、オンラインを活用して遠方の方にも継続的なサポートを行っています。

創立20周年の想いと今後の展望

2026年8月、当社は創立20周年を迎えます。振り返れば、堅実に積み重ねてきた20年でした。売上200億円という目標も達成でき、信念を貫いてきてよかったと感じています。

今後はRC（鉄筋コンクリート造）にも注力し、土地価格が高騰する首都圏や木造が難しいエリアにおいても、RCの特性を活かしながら、お客さまの資産形成を支える選択肢を広げていきます。

またこの節目に、社長の藤本が代表権を持つ役員体制へ6月をめどに移行する予定です。私は親会社であるアイケンホールディングスの代表として、グループ全体の経営により専念し、傘下企業の経営基盤をさらに強化していきます。

アイケンジャパンはもとより、RC建設・工事を手掛けるアイケン建設の人材採用強化をはじめ、不動産売買仲介を行うアイケンリアルエステート、戸建分譲事業のアイデアハウス、洋菓子店を運営する東京おだふじの拠点拡大にも力を入れていく考えです。

そして次のステージとして見据えているのが、グループ売上高500億円の早期達成です。これまで培ってきたアイケングループの良さを守りながら、全社一丸となって新たな挑戦を重ね、さらなる成長へと歩みを進めていきたいですね。

経営のお悩みにひとさじ

コンサルタントが解説

「IT担当がない」を、最強の武器に変える

DX・AI・セキュリティの迷走を断つ。中堅・中小企業のための「持たない」新戦略

「専任担当がない」「何から手をつければ…」そんな悩みを抱える企業さまに、あえてお伝えしたいことがあります。担当者がいない今の状況は、実は経営を新しく変えていく絶好のチャンスかもしれません。変化の激しい時代、社員一人の知識に会社の未来を預けるのはリスクが伴います。そこで提案するのが、プロ集団の知見を必要な分だけシェアする新しい形です。自社で人を抱え込まないからこそ、しがらみなく「今、本当に良い環境」を柔軟に構築できます。これまで手つかずだったからこそ、そこには経営改善の「伸びしろ」がたくさん眠っています。日々のモヤモヤを会社の成長へと変えた「情報システム顧問」の活用事例をご紹介します。

会社のIT相談今すぐ「丸投げ」しませんか？

どんなIT相談もお任せください。社内のITに関することなら**全部丸投げOK**です！
60分の無料相談受付中。

対応可能なサービス

- ・IT相談パートナー
- ・ITツール導入支援
- ・テレワーク支援
- ・IT関連業務の代行
- ・ネットワーク・サーバーのトラブル解消
- ・ITセキュリティの対応

こんなお悩みありませんか？

- ① そろそろ社内のIT化を考えたい
→ 30年以上、グループ法人14社のIT化を推進してきた情シス部門のメンバー（スペシャリスト）が対応します
- ② IT人材の採用が難しく、外部委託も高額になりそう
→ 低価格でプロ集団の知見をシェアできます
- ③ まずは気軽に相談してみたい
→ 60分無料相談受付中

CASE

1 足並みが揃わない「システムの刷新」を前に進める！

「言葉のズレ」を解消し、自分たちが使いやすいシステムを構築

会社の成長に合わせてシステムを新しくする。それは大きな決断ですが、いざ始まると各部署からバラバラの要望が出て、收拾がつかなくなるがよくあります。この迷走の理由は、経営・現場・システム会社さんで、使っている「言葉」が違うからです。お互いが自分の立場で話すため、議論が噛み合わず、届いた提案書を比べることすらできなくなってしまうのです。

私たちは、皆さんの間に入る「通訳」として、会社が主導権を握るためのお手伝いをしました。

▶ やりたいことを「共通の言葉」にする

社内の要望を整理し、「わが社が実現したいこと」をまとめた明確な依頼書を、会社側の目線で作りました。

▶ 比べるための「ものさし」を揃える

システム会社さんに同じ条件で回答してもらうことで、届いた提案を正しく比較できるようにしました。

「システム会社さんにお任せ」にするのではなく、「自分たちで納得して選ぶ」。この準備を整えたことで、現場の皆さんが「使いやすい」と喜ぶ、本当の意味で役に立つシステムを導入することができました。



株式会社OAG ITマネジメントパートナー
DX・ITマネジメント事業部
ITマネジメント部
シニアマネジャー
根尾 智之



株式会社OAG ITマネジメントパートナー
DX・ITマネジメント事業部
DX/BPマネジメント部
シニアマネジャー
鶴巻 伸寛



株式会社OAG ITマネジメントパートナー
DX・ITマネジメント事業部
ITマネジメント部
マネジャー
浅野 大生



CASE

2 その見積もり、本当に適正ですか？

無駄を省いて「一歩先」の働き方を実現する、納得のインフラ構築

ITインフラ構築で経営者を悩ませるのは「適正な判断基準」の欠如です。専門的な内容を前に、ベンダー提案を鵜呑みにすれば「過剰投資」になり、コスト削減だけを狙えば「安物買いの銭失い」になるリスクがあります。私たちはお客さまの隣に座る「自

社システム部員」の視点で、この両極端なリスクを回避し、貴社にとっての「適正解」を導き出します。

「業者任せ」を卒業し、プロの目利きで機能とコストを最適化、社員の働きやすさと業務効率を加速させる、そんな「一歩先のITインフラ」を提供します。

サーバー基盤の更改

業務実態を紐解き「現在不要な機能」を見極めつつ、将来の拡張性を考慮して再設計。導入コストを30%削減し、納得感のある投資へと変えました。

Before オーバースペック構成

↓ プロによる査定：情シス顧問が精査

After コスト30%ダウン 2,000万円削減！

オフィス移転に伴うネットワーク構築

「安さ」だけを売りにした提案を回避。Web会議の頻度や会議室の利用実態を考慮し、必要な場所には十分な性能とセキュリティを確保することで、業務が止まらない快適な通信環境を実現しました。

Before 移転前の課題

・ネットワークの不安定化 ・自社にノウハウがない

↓ オフィス移転 移転を機にした解決策

・ネットワーク要件の再定義 ・物理とデジタルの両面から設計

After 柔軟な働き方を支えるIT基盤が完成

POINT

DX、AI、セキュリティ。そして「補助金」の活用まで

「わからない」を、私たちにそのまま預けてください。

時代の変化は速く、ITの悩みは尽きません。「AIをどう使えばいい？」「セキュリティ対策はこれで大丈夫？」「補助金を使ってコストを抑えたい……」。そんなとき、どうか抱え込まないでください。「こんな初歩的なことを聞いてもいいのかな？」と迷う必要もありません。

私たちの理想は「チャットから、気軽に何でも相談できる社員」のような存在であることです。

「この見積もり、ちょっと見てくれない？」「最近ネットが重いんだけど、何が原因かな？」そんな気軽な一言から、新しい一歩が始まることもあります。

皆さまのビジネスを、ITの力でもっと軽やかに。私たちOAG ITマネジメントパートナーが、貴社専用の「情シス部」として、全力でお手伝いいたします。

(株)OAG ITマネジメントパートナー ITを味方につけて、明日をちょっと明るく。

現状を整理するだけで、進むべき道は驚くほどスッキリ見えてきます。初回相談は無料です。「一度、顔を見て話してみようか」と思っただけでしたら、いつでもお気軽にお声がけください。

お問合せ先

Tel. 03-3237-0070

Mail oag_itsol_sales@oag-c.com

メールはこちらから





「令和8年度税制改正で注目される3つのトピックを解説！」

令和7年12月19日に、令和8年度税制改正大綱が公表されました。大綱では、相続税等の財産評価の適正化、物価高に対応するための税制措置の創設等、大胆な設備投資の促進に向けた税制措置の創設に関する内容が盛り込まれています。本特集では、「貸付用不動産の評価方法の見直し」「特定生産性向上設備等投資促進税制の創設」「物価上昇局面における基礎控除等の対応（いわゆる『年収の壁』）」という、経営者として押さえておきたい3つのトピックを取り上げ、ポイントをわかりやすく解説いたします。

その他の改正項目については、下の二次元コードまたはウェブ検索からご覧いただけます。



OAG 税制改正

TOPICS 01

貸付用不動産の評価方法の見直し

OAG税理士法人
タックスアドバイザー第二部
上前友輝



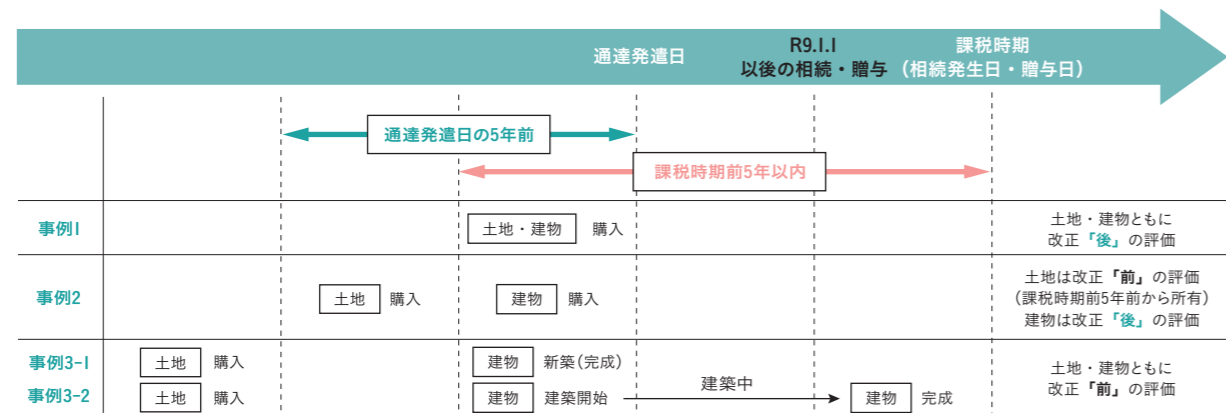
貸付用不動産については、市場価格と相続税評価額の乖離を利用し、相続税額や贈与税額を大幅に圧縮している事例があるため、納税者の予測可能性の確保と、評価の適正化および課税の公平性を図る観点から、評価の見直しを行うことになりました。

被相続人または贈与者が課税時期（相続発生日・贈与日）前5年以内に対価を伴う取引により取得または新築した一定の貸付用不動産については、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価することになります。

通常の取引価額に相当する金額については、課税上の弊害がない限り、被相続人または贈与者が取得または新築した貸付用不動産に係る取得価額を基に地価の変動等を考慮して計算した価額の100分の80に

相当する金額によって評価することができます。なお、この改正を通達に定める日までに、被相続人または贈与者がその所有する土地（同日の5年前から所有しているものに限る。）に新築した家屋（同日において建築中のものを含む。）には適用しないものとなります。

本改正は、令和9年1月1日以後に相続、遺贈または贈与により取得をする貸付用不動産の評価に適用されます。



TOPICS 02

特定生産性向上設備等投資促進税制の創設

OAG税理士法人
タックスアドバイザー第二部
長田 令



投資額が35億円（中小企業者等は5億円）以上であることおよび年平均の投資利益率（ROI）が15%以上である事が見込まれるなどの基準に適合する事について、経済産業大臣の確認を受けた特定生産性向上設備等（仮称）への設備投資に対し特別償却（即時償却）または税額控除が選択適用できる制度が創設されます。

1. 対象資産

その法人の事業の用に直接供される下記の資産（一定規模以上のもの）になります。

種類	取得価額
機械装置	1台または1基の取得価額が160万円以上のもの
工具および器具備品	1台または1基の取得価額が120万円以上のもの※1
建物	一の取得価額が1,000万円以上のもの
建物附属設備	一の取得価額が120万円以上のもの※2
構築物	一の取得価額が120万円以上のもの
ソフトウェア	一の取得価額が70万円以上のもの

※1 それぞれ1台または1基の取得価額が40万円以上で、かつ一事業年度におけるその取得価額の合計額が120万円以上のものを含みます。
※2 一の取得価額が60万円以上で、かつ一事業年度におけるその取得価額の合計額が120万円以上のものを含みます。

2. 適用対象者

◆ 青色申告書を提出する法人

中小企業者等以外の法人の所得金額が前期の所得金額を超える一定の事業年度で、かつ（1）（2）のいずれかに該当しない事業年度については本制度（繰越税額控除制度を除く。）は適用されません。

- （1）継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が1%以上であること。※3
- （2）国内設備投資額が当期償却費総額の30%を超えること。※3

※3 資本金の額等が10億円以上であり、かつ常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合または常時使用する従業員の数が2,000人を超える場合には（1）においては2%以上、（2）においては40%を超えること。

3. 税制措置

対象資産の取得価額までの特別償却（即時償却）または取得価額の7%（建物、建物附属設備および構築物については4%）の税額控除を選択適用することができます。ただし、税額控除における控除税

額は当期の法人税額の20%を上限とし、控除限度超過額は3年間の繰越しができます。※4

※4 控除限度超過額の繰越控除は経済産業大臣より一定の確認を受けたものに限り適用できることとされます。

4. 適用要件

令和11年3月31日までの間に下記の基準に適合することについて経済産業大臣の確認を受け、その確認を受けた日から5年を経過する日までの期間内に取得等をし、事業の用に供することが要件になります。

経済産業大臣より確認を受ける適合基準	
①	生産性向上設備等の取得価額の合計額が35億円以上であること。(中小企業者等については5億円以上)
②	年平均の投資利益率が15%以上となる事が見込まれるものであること。
③	その他一定の基準

5. 実務上の留意点

事務用器具備品、本店、寄宿舍等の建物、福利厚生設備等、貸付けの用に供されるものは対象資産から除かれますのでご注意ください。



物価上昇局面における基礎控除等の対応 ～いわゆる「年収の壁」～

OAG税理士法人
トータルサービス部
日比谷美樹



近年の物価上昇に連動し、給与所得者の所得税の課税最低限の額（いわゆる「年収の壁」）が現行の160万円から178万円に引き上げられます。

1. 基礎控除の引き上げ

物価上昇に連動して、所得税の基礎控除額を定期的（2年毎）に見直す仕組みが創設されました。物価高で厳しい状況にある中低所得者を中心に控除額が引き上げとなり、税負担が軽減されます。

合計所得金額	控除額	
	改正前(令和7年分)	改正後(令和8年・9年分)
132万円以下	95万円	104万円
132万円超336万円以下	88万円	
336万円超489万円以下	68万円	
489万円超655万円以下	63万円	67万円
655万円超2,350万円以下	58万円	62万円
2,350万円超2,400万円以下	48万円	
2,400万円超2,450万円以下	32万円	
2,450万円超2,500万円以下	16万円	
2,500万円超	0円	

ポイント①

合計所得金額が**2,350万円以下**である個人の基礎控除額が**4万円ずつ引き上げ**られます。さらに、物価高で厳しい状況にある中低所得者への配慮のため、令和8年・9年の時限措置として合計所得金額が**489万円以下**である個人の基礎控除額は**104万円まで引き上げ**られます。

ポイント②

令和8年分以後の所得税に適用され、令和8年分は年末調整にて適用されます。給与等および公的年金等の源泉徴収は令和9年1月1日以後の支払いより適用されます。



2. 給与所得控除の引き上げ

基礎控除と同様に給与所得控除も見直され、給与収入金額が220万円以下の者の控除額が引き上げとなります。

給与等の収入金額	控除額	
	改正前(令和7年分)	改正後(令和8年・9年分)
190万円以下	65万円	74万円
190万円超220万円以下	収入金額×30%+8万円	
220万円超360万円以下		収入金額×20%+44万円
360万円超660万円以下	収入金額×10%+110万円	
660万円超850万円以下		195万円
850万円超		

ポイント①

令和8年・9年の**給与収入金額が220万円以下**である者の給与所得控除額が**74万円まで引き上げ**られます。

ポイント②

個人住民税の最低保証額も見直しが行われ、令和9年・10年度分は現行の65万円から**74万円に引き上げ**られます。

上記の基礎控除および給与所得控除の見直しにより、給与所得者の所得税の課税最低限の額は**178万円（基礎控除104万円+給与所得控除74万円）**に引き上げられます。

これがいわゆる「年収の壁」で、**給与収入178万円までは所得税が課税されない**ことになります。

3. その他の各種控除の変更点

ポイント①

各種控除の所得判定基準の金額の引き上げ

配偶者控除・扶養控除・障害者控除・寡婦控除・ひとり親控除の適用要件が現行の58万円以下から**62万円以下に引き上げ**られ、勤労学生控除の適用要件も現行の85万円以下から**89万円以下に引き上げ**られます。

所得税は令和8年分以後に適用され、個人住民税は令和9年度分以後に適用されます。

ポイント②

ひとり親控除の控除額の引き上げ

所得税の控除額が現行の35万円から**38万円に引き上げ**られます。

個人住民税の控除額が現行の30万円から**33万円に引き上げ**られます。

所得税は令和9年分以後に適用され、個人住民税は令和10年度分以後に適用されます。

最新の税制に関するご相談はOAG税理士法人にお任せください!

税制改正への万全な対応はOAG税理士法人にお任せください!
常に最新の税制に基づいて、皆さまの最適な税務の実現と納税をサポートいたします。
お悩みや疑問がございましたら、お気軽にご相談ください。

【お問合せ先】 OAG税理士法人 Tel. **03-3237-7500**





人事労務お知らせ便

～OAGから現場に役立つ情報をお届けします～



OAG社会保険労務士法人
横谷 純宏 (社会保険労務士)



令和8年4月施行 人事・総務が押さえるべき 健康保険被扶養者認定と子ども・子育て支援金制度の変更点

令和8年4月施行が予定されている法改正のうち、皆さまにとって身近な「健康保険上の被扶養者認定」と「子ども・子育て支援金制度」についてご案内します。



健康保険被扶養者認定における、年間収入の取り扱い変更

被扶養者認定日が令和8年4月1日以降となるものについて、被扶養者認定対象者の年間収入の取り扱いが変更となります。

令和8年3月31日までとなる認定日では、被扶養者認定対象者の年間収入は過去の収入、現時点の収入または将来の収入見込みなどから、**所定外賃金(※1)の見込みを含めた**今後1年間の収入見込みより判断する、となっております。

令和8年4月1日以降が認定日となるものは、被扶養者認定対象者の年間収入は**労働条件通知書等に記載された賃金(諸手当・賞与も含む)で判定する事となり、労働条件通知書等に明確な規定がなく、労働契約の段階では所定外賃金の金額を見込むのが難しい場合での所定外賃金は、「一時的な収入変動」として**

年間収入には含まない、と変更になります。したがって、被扶養者認定時または認定後に所定外賃金が発生していても、それが「一時的な収入変動」と判断され、かつ社会通念上妥当な金額の範囲内であれば、被扶養者として認定、または引き続き認められます。

被扶養者認定の手続きを行う場合、被扶養者認定対象者の年間収入が給与収入のみの場合には、被扶養者認定対象者が健康保険被扶養者(異動)届の「扶養に関する申立書」欄に「給与収入のみである」と記載する、もしくは健康保険被扶養者(異動)届の添付書類として認定対象者本人が作成した「給与収入のみである」旨の申立書を添付する事により対応する予定となっています。また、給与以外に収入がある場合には、従来通りに収入証明書、課税(非課税)証明書等にて、年間収入を判定します。

(※1)所定外賃金とは所定時間外労働に係る残業手当・休日出勤手当・深夜残業手当等の割増手当など

健康保険被扶養者認定における、年間収入の取り扱い変更

従来

- 過去の収入実績
- 現時点の収入
- 今後1年間の収入見込み

判断



令和8年4月1日以降

労働条件通知書に基づく
年間収入見込み



被扶養者認定の翌年度以降についてですが、少なくとも年1回は被扶養者認定の適否を確認しなくてはならず、その確認の際にも労働条件通知書等の労働契約内容が明記された書類を確認する事で実施しますが、

労働契約内容が確認できる書類がない場合には、従来通りに収入証明書、課税(非課税)証明書等を確認する事で実施します。

子ども・子育て支援金制度の導入

子ども・子育て支援金制度は、社会全体で子育て世帯を支えるという、新しい分かち合い・連帯の仕組みで、支援金は、①児童手当の拡充、②妊婦のための

支援給付、③出生後休業支援給付、④育児時短就業給付、⑤こども誰でも通園制度、⑥国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料免除措置の6つの制度に使われる予定です。

子育て支援の拡充

- 1 児童手当の拡充**
(令和6年10月から支給開始)
所得制限撤廃、高校生まで延長、第3子以降3万円
- 2 妊婦10万円給付**
(令和7年4月から支給開始)
妊娠・出産時に合計10万円給付
- 3 育休手取り10割**
(令和7年4月から支給開始)
両親が育休取得した場合に手取り10割相当支給
- 4 時短勤務給付**
(令和7年4月から支給開始)
育児中に時短勤務をする場合に時短勤務時の賃金の10%を支給
- 5 こども誰でも通園制度**
(令和8年4月から給付化)
保育所等に通っていないこどもの保護者が月10時間利用可能
- 6 国民育児中保険料免除**
(令和8年10月から制度開始)
フリーランスの方の育児期間中の年金保険料免除

出典:こども家庭庁「子ども・子育て支援金制度のQ&A」

導入に伴い、被用者保険加入者(会社員、公務員等)については、令和8年4月分の保険料より一般保険料、介護保険料と共に、子ども・子育て支援金率にて計算された子ども・子育て支援金(※2)を、医療保険者(協会けんぽ、健康保険組合等)が徴収することとなります。

国民健康保険加入者については、国民健康保険料とあわせて負担しますが、子ども(18歳未満)に係る均等割額は全額軽減されます。(子どもがいる世帯の

拠出額が増えないように、お住まいの市区町村のすべての18歳以上被保険者に案分して負担させる仕組み)また、医療分と同様に所得に応じた減額措置が適用されます。

後期高齢者医療制度加入者については、後期高齢者医療保険料とあわせて負担しますが、医療分と同様に所得に応じた減額措置が適用されます。

(※2)子ども・子育て支援金額=給与(標準報酬月額)、または賞与(標準賞与額)×子ども・子育て支援金率
基本的に事業主と被保険者が保険料を折半して負担します。

人事労務のさまざまなご相談をお受けいたします。
お気軽にお問合せください。

お問合せ
OAG社会保険労務士法人 tel.03-6265-6775



生成AIの台頭とクラウド会計への役割と今後の期待

飲食業に特化した会計・財務支援を軸に、業界の課題解決と発展に貢献する総合支援会社を目指して創業した株式会社FOODOAGは、顧問先様の約8割に対して記帳代行を実施しています。ソフトウェアはfreee会計を使用していますが、freee会計にかかわらずクラウド会計ソフトの新機能には、AIが切っても切り離せなくなっています。そのようなクラウド会計ソフトとAIの役割、今後の期待に関して記載します。



株式会社FOODOAG
取締役 岩下 直人

生成AIの台頭

ChatGPTに代表される「生成AI」は、単なるブームを超え、ビジネスのインフラとして定着しつつあります。従来のAIが「特定パターンの認識」を得意としたのに対し、生成AIは「膨大なデータを基に自ら文章や論理を組み立てる」ことができる点が特徴です。

会計業界においても、税制や補助金の情報収集、アドバンス文書の作成支援など、知的な情報処理の効率化が劇的に進んでいます。これは単なる作業の高速化ではなく、専門家がより創造的な判断に時間を使えるようになる、ある意味進化のひとつだと考えています。

AIとクラウド会計ソフト

クラウド会計ソフトは、AIとの融合により「記帳の自動化」を次のステージへ押し上げました。銀行明細や領収書の自動仕訳、AI OCRによる正確なデータ読み取りは、すでに一部クラウド会計ソフトの主要ツールとして標準化されています。

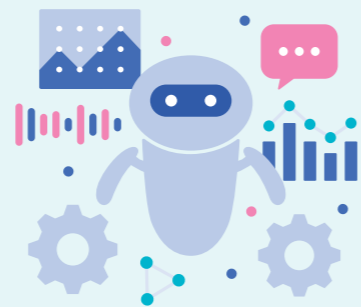
AIはもはや「便利な機能」ではなく、クラウド会計の「思考回路」そのものになったと言っても過言ではありません。

経理業務のAI化は「過去の結果を整理する作業」から、「最新の経営状況をリアルタイムで把握する仕組み」へと変貌を遂げることを意味すると考えます。

生成AIの役割と今後の期待

単なる自動化に留まらず、複雑な財務データを多角的に分析し、複数の経営シナリオを提示する「経営の羅針盤」としての役割が今後期待されます。

まだ具体的に実行まで至れておりませんが、経理業務が「過去の結果を整理する作業」から、「最新の経営状況をリアルタイムで把握する仕組み」へ変容することで、その次に期待されることは「将来予測」だと考えます。



	AIへ期待できる業務(作業と検知)	人間が身に付けるスキル(判断と創造)
定型業務	完全自動化 ・OCRによる領収書データの100%電子化 ・freeeでの自動仕訳とマッチング	例外への対応 ・AIが判断に迷った「新機軸の取引」の定義 ・イレギュラーな事象の背景理解と処理
管理・統制	リアルタイム監視 ・二重支払いや法令違反の自動アラート ・インボイス制度等の法改正への自動追従	ガバナンスの設計 ・不正を生まない組織文化の構築 ・AIの判断結果に対する「最終責任」の保持
分析・予測	多変量解析と予測 ・資金繰り予測モデルの構築 ・予算と実績の乖離(予実差)の即時抽出	ストーリー構築と意思決定 ・数字の裏側にある「現場の熱量」の汲み取り ・予測に基づいた「攻め」の投資決断
コミュニケーション	定型報告 ・ダッシュボードの自動更新 ・決算概況のドラフト作成	ステークホルダーとの対話 ・金融機関や投資家への「ビジョン」の説明 ・社内他部署との信頼関係構築(BP役割)

生成AI導入におけるリスクとハードル

主に以下3つが挙げられます。

01

情報漏洩とセキュリティリスク

02

ハルシネーション
(もっともらしい嘘)

03

著作権および
法的責任の所在

便利である一方で万能ではない点に注意が必要であり、活用する人間側のリテラシーに依存することとなります。

AIをうまく活用するための人間側の期待

01

AIリテラシー
(使いこなす力)

AIが導き出した数字に「違和感」を持てるか。freeeのAI予測機能を正しく設定し、チューニングする能力が必要だと考えます。

02

ビジネスパートナーシップ
(伴走する力)

経理を「管理部門」から、データを武器に現場を支援する「参謀(ビジネスパートナー)」へ進化させるマインドセットが必要だと考えます。

03

倫理と感性
(人間特有の力)

数字上は赤字でも「今は種をまくべき」と投資の時期であると判断すること、またビジョンに基づいた情熱的な経営判断が可能です。

人間側の期待は、人間側の強みともとらえられます。

AI側に任せることを明確化し、人間側の強みは最大化したいものです。

最後に

これからのビジネスシーンにおいて、AIとの付き合いはなくてはならないものである一方、情報漏洩などのセキュリティおよび社内研修インフラを整備したうえで、積極的な運用に着手していきたいと考えます。

飲食店専門特化の財務支援・総合コンサルティングサービスは
FOODGYM にお任せください!

FOODGYMを運用するFOODOAGでは、『キャッシュフロー経営』の視点を活かして、開業時から多店舗拡大までのあらゆるステージで、多くの財務コンサルティング実績から蓄積された『ノウハウ』により、飲食店様の成長を支援いたします。

お問合せ先 株式会社FOODOAG Tel. 03-3237-7505

日本の飲食店を強くする!
Supported By FOODOAG

<https://foodoag.com/>

LINE

LINEで相談

<https://foodoag.com/hottoline/>

なるほど!
見つかる

税金の 豆 知識

小口不動産の 相続税(贈与税) の評価が大転換! 令和8年度税制改正で「時価」評価へ

従来、小口不動産の相続税（贈与税）の評価は、
土地は路線価、建物は固定資産税評価額を基に計算していました。
しかし、その評価と時価の乖離を利用した相続税対策が増加した背景を踏まえ、
令和9年1月1日以後に小口不動産を相続（贈与）により取得したときは、
取得の時期にかかわらず、「通常の取引価額（時価）」で評価することとなります。



OAG税理士法人
チーム相続
奥田 周年

小口不動産とは、「一人では買えない一等地のビルを、複数のオーナーが共同購入する仕組み」をいいます。

この仕組みは、バブル期に高騰した不動産を分割することによって、「手の届かない不動産」を「手軽な収益不動産」として商品化したことが始まりでした。

近年では、「タワマン節税」と同様に、時価の4分の1程度となる評価差額を利用した節税商品として認知度が高まっていました。

しかし、過度な節税は新たな規制を生むことになり、小口不動産は右記のいずれかの価格で評価することになります。

- 1 販売会社等から提示される適正な処分・買取価格等
- 2 販売会社等が把握している適正な売買実例価額
- 3 定期報告書等に記載された不動産の価格等

上記の価格がない場合は、取得価額に地価変動の影響等を考慮した上で、評価の安全性を加味した斟酌割合（80%）を乗じて計算します。



小口不動産の評価や税制改正への対応にご不安をお持ちのお客さまへ
税制改正を踏まえた相続税・贈与税対策のご相談は、
OAG税理士法人にお任せください!

お問合せ

OAG税理士法人 tel.03-3237-7500



終活^{コラム}

一人ひとりが自分らしく生きるための
安心の仕組み「ウェルビー^R」をお届けします。

ミドルエイジからのライフデザインを共に描く

OAGオンラインサロン

「おとな未来LABO」2月9日リリース!

ミドルエイジからのライフデザインを研究テーマに、みんなとつながり、学びながら、自身の未来を豊かにしていくコミュニティ「おとな未来LABO」がリリースされました。

「おとな未来LABO」とは

共通のテーマや価値観を持つ人が、インターネット上で継続的に交流を行う有料会員制コミュニティ。それが「おとな未来LABO」です。

OAGコンサルティンググループが運営する本サロンは、ミドルエイジ(40代~)のライフデザインをテーマに、メンバー皆さまの未来がより豊かになることを目指しています。

このような悩みや課題に寄り添います

終活全般

これからの備えや
考え方

ケアラー
介護

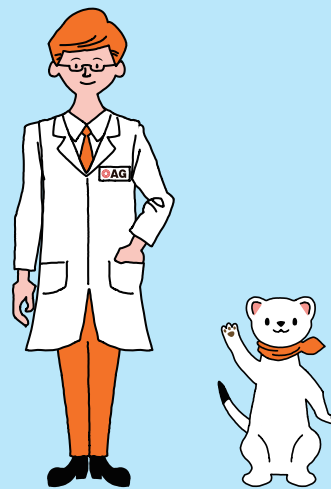
家族を支える方の
悩み

おひとり
さま

単身世帯の
未来設計

おふたり
さま

子どものいない
夫婦特有の課題



研究員 つむぐ君

ミラボちゃん

ライフデザイン室 室長

黒澤史津乃(OAGウェルビー^R)が主軸となり発信

コラムやライブ配信、動画などの専門的なコンテンツに加え、日々の「つぶやき」やコメントを通じた双方向の交流が特徴です。会員同士がつながり、想いを投稿することで、生きた情報がどんどん集まる仕組みとなっています。



ご入会について

- 選べる3プラン ライフスタイルに合わせて選択可能
- 初月無料! まずはお試しでご入会いただけます

「おとな未来LABO」
はこちらから



「これからの自分」を考えるきっかけ、足がかりとして。
ぜひ一度、オンライン上の「おとな未来LABO」をのぞいてみてください。

(株)OAGウェルビー^Rは、
終活に関するご相談を何でもお受けいたします。

お問合せ先

OAGウェルビー^R
Tel. 03-6261-4145



元気な
経営の
ワンポイント!

太田孝昭が語る

元気になる言葉

春夏秋冬



社長の権能（できる事）

会社における社長の権能は全能で絶対的だと思っていたり、思われていそうですが、実は全能でも絶対的でもありません。その権能を挙げるとすれば

- ①人事権
- ②給料決定権

しかないと言っても過言ではありません。それも極めて制限付きの権能です。

①人事権については、昇格・降格を実行する事です。これがいずれも難しい。まず降格は本人が離職するというリスクを考えなければなりません。

次に昇格とか抜擢ですが、やってみないとわからない所があります。抜擢してだめなら元に戻さなければなりません。これも離職のリスクとなります。会社の成長のためには人事権をフル活用しなければなりません。しかも離職するリスクが常に付きまといます。これを最小にしながら実行する必要があるのです。離職が怖くて、人事が手つかずのケースをよく見かけます。会社の一番恐れるべきは、マンネリだと思っているんです。波風を立てる事も必要なんです。人事異動はその手段でもあります。

②給料の決定についても①人事と同じ事がついて廻ります。しかし、給料の改定は毎年一度は必要になりますので、①の人事と比較して、恒例の行事として実行しやすいと思います。

さて、社長はこの権能を使い、会社を上昇気流に乗せる責任があるのです。人事も昇給も社員はよく見ています。自分と比較して不適切な昇格・昇給があれば、モチベーションを無くし、離職のリスクがあります。

また不適切な人が上司にいと、その組織は停滞します。停滞した組織は生産性が悪く、離職者が増えます。これらを改善する事ができるのが社長だと社員は思っています。社員が嫌にならないように改善策＝人事異動も含め＝を出さなければなりません。

会社はモチベーションという不確かな人間の感情が相手です。過度に神経質になる必要はありませんが、社長の力量が試されていると思ってください。社長の権能は、会社の健全な成長発展のために必要な道具でしかありません。しかも、その結果は会社の成長という冷徹な成績表で示されます。

生きがいのある仕事だと思いませんか。

くにうみAI証券 投資 のコラム



「OAG資産形成ファンド」第2期スタート ～分散投資による安定的な運用の継続～

従業員の皆さまの中長期的な資産形成を支援することを目的として、2024年12月より運用を開始した「OAG資産形成匿名組合ファンド（以下、本ファンド）」は、第1期を終え、第2期の運用を開始いたしました。

第2期のスタートとなる2025年12月末時点において、本ファンドの評価額は前月比でプラスとなり、2025年4月以降、9か月連続で前月比上昇という結果となっております。

直近の運用状況（2025年12月末時点）

本ファンドの主たる投資対象であるマルチ戦略ヘッジ・ファンドでは、株式ロング・ショート戦略におけるITセクターおよびヘルスケア分野が主なプラス要因となりました。加えて、クオンツ戦略およびマクロ戦略もプラスに寄与しました。その結果、分散投資の効果が発揮され、全体として安定的な運用が継続しております。

また、もう一つの出資先であるイギリス訴訟ファンド (Katch Litigation Fund) は、現在、清算手続きが進行しております。当該ファンドについては、運用者からの情報収集を継続し、状況の推移を適切にモニタリングしております。

なお、1口50万円で募集した本ファンドの持分評価額は、12月末時点で553,543円となっております。

今後の「追加組合員募集」につきましては、詳細が決まり次第、改めてご案内いたします。本ファンドに関するご質問やリスクに関するご相談等がございましたら、随時個別に承っておりますので、お気軽にお問合せください。

お問合せ

OAG資産形成匿名組合ファンドの運用内容やお申込みに関するお問合せにつきましては、事務局（管理部）または、くにうみAI証券株式会社までお気軽にご連絡ください。

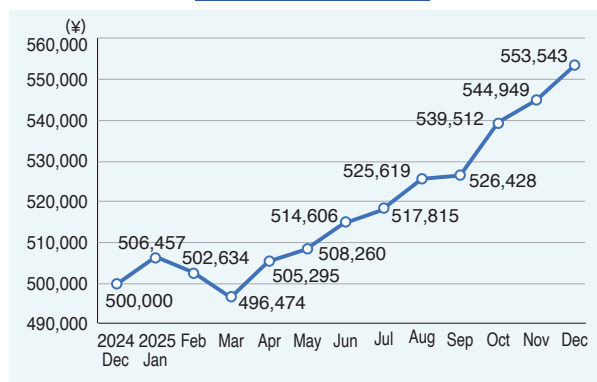
事務局（OAG経営管理部+くにうみAI証券） oag_fund@kuniumi-sec.co.jp

販売会社（くにうみAI証券） lps_support@kuniumi-sec.co.jp

評価額推移



1口あたりの基準額



くにうみAI証券株式会社
—世界の名門オルタナティブ投資商品を提供—

くにうみAI証券株式会社

代表取締役社長：李 遠

所在地：東京都千代田区丸の内2丁目2番3号丸の内仲通りビル607

登録番号：金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第1627号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、
一般社団法人日本投資顧問業協会

設立：2007年2月22日



コーポレート
サイト



YouTube
チャンネル

Book

『仕事と介護の両立サポートブック』が 優秀賞を受賞しました

このたび、当社グループに所属するメンバーが執筆に携わった『仕事と介護の両立サポートブック』が、第25回「ほんづくり大賞」において優秀賞を受賞いたしました。本書は、高齢化の進展により社会的課題となっている“仕事と介護の両立”をテーマに、現場で直面する悩みや疑問に寄り添いながら、具体的な対応策や考え方をわかりやすく解説した一冊です。ぜひご覧ください。

詳細は
こちら▼



共著：(株)OAGウェルビーR代表取締役 黒澤 史津乃(写真右)
(株)OAGコンサルティング執行役員 大谷 洋一郎(写真左)



Info.

OAG税理士法人 仙台 事務所移転のお知らせ

このたび、OAG税理士法人 仙台は2026年2月より事務所を移転いたしました。新オフィスは仙台市営地下鉄「勾当台公園」駅徒歩2分の「ルナル仙台」9階にございます。相続税申告や生前対策を中心に、グループと連携したワンストップサービスを提供してまいります。

詳細は
こちら▼



住所
〒980-0014
宮城県仙台市青葉区本町
2-15-1 ルナル仙台 9階
電話番号
022-797-0863
FAX番号
022-797-0864

Info.

リーファス株式会社がOAGグループに参画 OAGウェルスマネジメントへ社名変更

OAGコンサルティンググループは、2026年3月2日(月)付で、独立系ファイナンシャルアドバイザー(IFA)であるリーファス株式会社をグループの一員として迎えました。

また、同社は4月1日より「株式会社OAGウェルスマネジメント」へと社名を変更し、グループの金融ビジネスを牽引する専門会社として新しくスタートいたしました。これまでOAGグループが強みとしてきた「税務会計・相続・不動産」といった知見に、OAGウェルスマネジメントが培ってきた「資産運用・金融コンサルティング」のノウハウを併せることで、より幅広いサービスの提供を可能にしております。



OAGウェルスマネジメント
代表取締役
西崎 努(写真左)

OAGコンサルティンググループ
代表取締役社長
太田 隆介(写真右)

社名
株式会社OAGウェルスマネジメント
(旧：リーファス株式会社)

住所
東京都千代田区五番町6-2 ホームマートホライゾン
代表取締役
西崎 努

Info.

「Reライフフェス2026」に出展 オンラインサロン「おとな未来LABO」を紹介

2026年2月22日・23日の2日間、朝日新聞社主催のイベント「Reライフフェス2026」が東京国際フォーラムで開催され、OAGコンサルティンググループも出展しました。本イベントは、人生100年時代を見据えた“これからの生き方”をテーマに、多彩なセミナーやブースが展開される催しで、会場には多くの来場者が訪れました。

当社ブースでは、オンラインサロン「おとな未来LABO」を紹介しました。同サロンは、これからの人生をより自分らしく前向きに設計するための学びと交流の場としてスタートしたコミュニティです。会場には主に50代後半から80代の方々が来場され、親の介護や自身の終活について関心を寄せる姿が多く見られました。スタッフの呼びかけに足を止め、熱心に話を聞かれる方も多く、“早めのライフデザイン”への関心の高まりを実感しました。

また、LABO特製アンケートボードにも多くの方にご参加いただきました。今後もOAGコンサルティンググループは「おとな未来LABO」を通じて、安心して未来を描くための学びとつながりの場を提供してまいります。

OAGオンラインサロン
「おとな未来LABO」▶



「おとな未来LABO」の「室長」を務めるOAGウェルビーR代表取締役 黒澤 史津乃



LABO特製のアンケートボード。多くの方にご参加いただきました。

